

健康保険（共済組合） 取得喪失連絡票

取得、喪失のどちらかを○で囲んでください。

就 職 者 退 職 者 (被保険者) A	氏 名	(<small>大正 昭和 平成 令和</small> 年 月 日生)					
	住 所						
健康保険(共済組合)等の 資格取得又は喪失年月日 B		取得	平成 令和	年	月	日	健保・共済の 保険証記号番号 (保険者番号及び保険者名) () C
		喪失	平成 令和	年	月	日	
		退職	平成 令和	年	月	日	基礎年金番号 D
被 扶 養 者 E	氏 名	生 年 月 日	続 柄	被扶養者として認定又は 認定を除外された日	退職以外のときの 喪失理由		
		明大 昭平令	年 月 日		平成 令和	年 月 日	
		明大 昭平令	年 月 日		平成 令和	年 月 日	
		明大 昭平令	年 月 日		平成 令和	年 月 日	
		明大 昭平令	年 月 日		平成 令和	年 月 日	
上記のとおり相違ありません。 <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> 令和 年 月 日 </div> <div style="text-align: center;"> 事業所所在地 名 称 電 話 番 号 () - </div> </div>							

お届けはお早めに！（14日以内にお届けください）

記載上の注意

1. B欄の喪失年月日は退職年月日の翌日となります。
2. E欄の被扶養者は、被扶養者として認定・除外された場合に記入してください。
 本人の取得または喪失に伴う被扶養者の認定または認定の除外があった場合も必ず記入してください。
 なお、被扶養者の異動だけの場合でもB欄以外はすべて記入してください。また、退職以外のときの喪失理由は必ず記入してください。
 （例、収入が被扶養者認定基準を上回ったため等）

- 連絡票の用紙が必要な場合は最寄りの市(区)町村・年金事務所へご連絡ください。
 (連絡票はコピーでもかまいません。)
 - 照会先は 国民年金……市(区)町村国民年金担当課又は年金事務所
 国民健康保険…市(区)町村国民健康保険担当課又は国民健康保険組合

事業主の方へお願い

就職または退職された方の国民年金 国民健康保険の手続きについて

愛知県・市町村
日本年金機構 年金事務所

従業員の方が就職や退職されたときは、本人及び配偶者等の被扶養者について、国民年金と国民健康保険の手続きが必要です。

届け出をしないと、将来、年金を受ける際不利益が生じたり、医療給付を受けられなくなることもありますので、就職または退職された方に裏面の「連絡票」を交付していただき、必ず届け出をするようご指導ください。

- ◎届 け 出 先…お住まいの市(区)町村役場(国民健康保険組合加入者の国民健康保険の手続きは当該国民健康保険組合)ただし、国民年金第3号被保険者関係届については事業主
- ◎持参するもの…年金手帳(基礎年金番号通知書を含む)・健康保険被保険者証(就職された方)・裏面の「連絡票」

就職された方へ

国民年金の種別変更届
国民健康保険の資格喪失届 の提出が必要です。

- 1 転職により、前から引き続き厚生年金保険・健康保険に加入するときは届け出は不要です。(ただし、配偶者については届け出が必要な場合もあります。届書は事業主へ提出してください。)
- 2 本人の就職により配偶者が健康保険(共済組合)の被扶養者となったときは、配偶者については国民年金の第3号被保険者になる届け出が必要です。届書を事業主へ提出してください。
- 3 就職した後も、国民健康保険被保険者証を使用すると、医療費を返納することになります。

退職された方へ

国民年金の種別変更届
(20歳～59歳の方) の提出が必要です。
国民健康保険の資格取得届

- 1 退職後、引き続き他の事業所に就職して、厚生年金保険・健康保険・共済組合に加入するときは、届け出は不要です。(ただし、配偶者については届け出が必要な場合もあります。届書は事業主へ提出してください。)
- 2 配偶者が、国民年金の第3号被保険者であったときは、本人の退職により配偶者も国民年金の第1号被保険者になる届け出が必要です。届書を市(区)町村役場へ提出してください。
- 3 年金受給資格期間を満たした方が退職された場合も、60歳になるまでは国民年金の第1号被保険者となります。届書を市(区)町村役場へ提出してください。
- 4 退職後、14日以内に国民健康保険の資格取得の届け出をしないと、医療費が全額自己負担となる場合があります。
- 5 国民健康保険料(税)は、資格が発生した日(健康保険等の資格喪失日)の属する月からの算定になりますのでご注意ください。